2021年6月7日

株主各位

第17期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
株主資本等変動計算書
個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://iif.jp）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

株式会社インターネットインフィニティー
証券コード：6545

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ.「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

ロ. 代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、法令、通達、定款、社内規程及び社会規範等、職務の執行に当たり遵守すべき具体的な事項についての浸透を図り、コンプライアンス違反を未然に防止する体制を構築する。

ハ. 法令違反その他法令上の疑義のある行為等の早期発見を目的として内部通報制度を設け、適切に対応する。

ニ. 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に従い各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

ホ. 反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制の整備強化を図る。

ヘ. コンプライアンス違反者に対しては、「コンプライアンス規程」及び「就業規則」等に基づき厳正に処分を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 株主総会議事録、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「取締役会規程」、「文書管理規程」、「情報管理規程」等の社内規程に基づき、適切に作成、保存、管理を行う。

ロ. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. リスクの防止及び会社の損失の最小化を図ることを目的として「リスク管理規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

ロ. 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会は、定款及び「取締役会規程」に基づき運営し、原則として毎月１回の定時開催に加え、必要に応じて臨時に開催し、事業運営に関する機動的な意思決定を行う。

ロ．取締役及び各部門の責任者が出席する経営会議を毎週開催し、各部門からの報告を通じて取締役の職務執行に必要となる情報の把握に努めるとともに、職務執行上の重要事項について協議する。

ハ．「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、必要な範囲で権限を委譲し、責任の明確化を図ることで業務の迅速性・効率性を確保する。

ニ．中期経営計画を実現するための計数目標として予算を策定し、各取締役及び各部門は、その目標に向けて職務を執行し、取締役会はその実績を管理する。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役が職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合は、取締役は適切な人材を配置する。

ロ．補助使用人は監査役の指揮命令に従い、取締役の指揮命令からの独立性を確保する。

ハ．補助使用人の人事評価及び人事異動については、監査役の同意を得た上で決定する。

⑥　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況の把握のために、取締役会のほか経営会議等の重要会議に出席し、必要に応じて業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役及び従業員に対して説明を求めることができるものとする。

ロ．取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与える事実が発生し、又は発生するおそれがあるとき、或いは、取締役及び使用人による違法又は不正行為を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとする。

ハ．内部通報制度に基づく通報又は監査役に対する報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑦　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行のための費用等の前払又は償還等を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該請求に速やかに応じる。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、代表取締役社長、会計監査人と随時情報・意見交換を実施できる。

ロ．監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要に応じて追加監査の実施等を求めることができる。

ハ．監査役は、取締役及び使用人に対し、必要に応じて随時監査への協力を求めることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 重要な会議の開催

全取締役及び監査役出席のもと、取締役会を毎月及び臨時で開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要事項を意思決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。また、常勤取締役、常勤監査役及び各部門長出席のもと、経営会議を毎週開催し、各部門の職務執行状況の報告を受けるとともに、各部門の課題及びリスクの分析、対応策の協議を行っております。

② コンプライアンス

役職員が法令等を遵守した行動をとるために、役職員に対しコンプライアンスに関する研修を適宜実施しました。また、内部監査室は、各部門の職務執行が法令、定款、社内規程等に準拠し適正に行われているかを監査し、代表取締役社長及び監査役に定期的に報告しております。さらに、当社では内部通報規程を制定しております。万一コンプライアンス違反が発生した場合にも、早期に発見し適切に対処することを目的として内部通報制度を設けるとともに、従業員が安心してこの制度を利用できるよう、内部通報者の保護等を明確に定めております。社内及び社外の通報・相談窓口を社内ポータルサイトに掲載することなどにより役職員に周知しております。

また、当期においては代表取締役社長を委員長として、コンプライアンス違反の未然防止や発生時の対応等について審議するリスク・コンプライアンス委員会を必要に応じ開催し、各部門に潜在するリスク等を把握・認識し、それぞれのリスクへの具体的対応や予防措置を講じてまいりました。

③ 監査役監査

監査役は、監査方針を含む監査計画に基づき、取締役会や経営会議等の重要な会議への出席、稟議書や契約書等の重要書類の閲覧、事業所への往査、代表取締役との面談、役職員へのヒアリング等により、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備・運用状況の監査を行っております。また、原則月１回監査役会を開催し、監査役間の情報共有を行っております。

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	252,302	237,302	―	237,302	450,803	450,803	△87,741	852,666	852,666
当期変動額									
当期純利益					150,110	150,110		150,110	150,110
自己株式の取得							△18	△18	△18
自己株式の処分			△8,903	△8,903			23,653	14,749	14,749
自己株式処分差損の振替			8,903	8,903	△8,903	△8,903		―	―
当期変動額合計	―	―	―	―	141,207	141,207	23,634	164,841	164,841
当期末残高	252,302	237,302	―	237,302	592,010	592,010	△64,107	1,017,508	1,017,508

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・その他有価証券

時価のないもの　　移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品　　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３年～35年
構築物	15年
車両運搬具	３年～４年
工具、器具及び備品	３年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウエア（自社利用）	５年以内
のれん	５年

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

2．表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において「固定負債」の「その他」に含めて表示しておりました「長期預り金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年３月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(固定資産の減損損失)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形及び無形固定資産　36,311千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度において減損の兆候があると判断した各資産グループに対し、減損損失の認識要否について検討を行いました。検討の結果、減損の兆候があると判断した資産グループのうち、「４．損益計算書に関する注記（減損損失)」に記載した資産グループを除く資産グループ8拠点の固定資産（帳簿価額合計36,311千円）について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、当事業年度において減損損失の認識は不要と判断しております。

各資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度実績および翌期予算等を基礎としておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響は2022年３月期末まで一定程度継続するとの仮定を置いております。

当事業年度における本感染症拡大に伴う当社業績への影響については、第１四半期において既存店舗の稼働率低下による売上高減少等の影響を受けておりましたが、第２四半期以降、徐々に回復基調となりました。翌事業年度の当社業績への影響については、引き続き回復基調が継続することが見込まれるものの、本感染症の収束時期やその影響の程度を正確に予測することは困難であり、当該仮定には不確実性が伴うことから、当該仮定について見直しが必要となった場合、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼし、翌事業年度の計算書類において減損損失を認識することとなる可能性があります。

4．損益計算書に関する注記

（助成金収入）

新型コロナウイルス感染症拡大の特例措置適用を受けた雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）による助成金等を国及び地方自治体から収受し、当該助成金の支給決定額を営業外収益及び特別利益に計上したものです。

特別損失に計上した、介護保険サービスに従事する従業員に対する休業手当等の人件費に対応する助成金収入は、特別利益に計上しております。

（新型コロナウイルス感染症による損失）

新型コロナウイルス感染症の拡大および政府、自治体からの各種要請等に伴い、介護保険サービスに従事する従業員の一部休業等を実施し、当該休業手当等の人件費を特別損失に計上しております。

（減損損失）

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用　途	場　所	種　類	金　額 (千円)
直営店舗	石川県	建物・工具、器具及び備品	7,614
フランチャイズ事業	東京都	建物・工具、器具及び備品	3,479

当社は、原則として、事業所単位を基準としてグルーピングを行っております。

当事業年度において、上記資産グループにおいては当初想定していた収益を見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定し、その使用価値を零として算定しております。

また、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

5．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式 (株)	5,427,771	—	—	5,427,771

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式 (株)	101,686	36	27,416	74,306

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増減理由は以下のとおりです。

① 端株の買取請求権に基づき単元未満株式の購入による増加　36株

② 2020年６月26日の取締役会決議による自己株式の処分　27,416株

(3) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式　233,600株

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	24,900千円
減損損失	12,949
前受収益	11,623
繰延消費税等	861
未払事業税	5,524
資産調整勘定	8,047
資産除去債務	14,134
減価償却超過額	44,245
その他	28,915
繰延税金資産小計	151,202
評価性引当額	△20,192
繰延税金資産合計	131,010
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△8,330
負債調整勘定	△569
繰延税金負債合計	△8,900
繰延税金資産の純額	122,110

7．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に基づき、所要資金を金融機関からの借入等により調達しております。余資の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、主に介護保険制度に基づく債権であり、その大半が国民健康保険団体連合会等公的機関に対する債権であるため、リスクは僅少であります。その一部は利用者に対する債権であり、これには利用者の信用リスクが存在しておりますが、１件当たりの金額が少額かつ利用者の数が多いことからリスクは分散されております。また、Ｗｅｂソリューション事業の取引先に対する売掛金は信用リスクに晒されております。

賃貸物件において預託している差入保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、短期借入金、未払金、未払費用等は、ほとんど１ヵ月以内の支払期日であります。長期借入金は、事業活動に必要な資金の調達を目的にしたものであり、返済日は最長で決算日後５年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

Ⅰ．信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売掛金は、販売管理規程及び与信管理規程に従い、担当部署が入金状況を定期的にモニタリングし、回収懸念の早期把握を行うことによりリスク低減を図っております。

Ⅱ．市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金は、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

Ⅲ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

事業計画及び各部署からの報告に基づき、適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2.参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	845,183	845,183	―
(2) 売掛金	592,254		
貸倒引当金（※１）	△497		
	591,756	591,756	―
(3) 差入保証金	184,755	179,144	△5,611
資産計	1,621,695	1,616,084	△5,611
(1) 買掛金	11,235	11,235	―
(2) 短期借入金	110,000	110,000	―
(3) 未払金（※２）	85,423	85,423	―
(4) 未払費用	60,480	60,480	―
(5) 未払法人税等	71,921	71,921	―
(6) 未払消費税等	19,697	19,697	―
(7) 預り金	364,002	364,002	―
(8) 長期借入金（※３）	382,508	382,973	465
(9) リース債務（※４）	22,357	23,279	922
(10) 長期預り金	29,420	27,156	△2,263
負債計	1,157,044	1,156,168	△876

（※１）売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。
（※２）未払金は１年内支払予定の長期未払金の金額を除いております。
（※３）流動負債の１年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。
（※４）流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等、
(6) 未払消費税等、(7) 預り金

これらは短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金、(9) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入、リース取引又は割賦契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10) 長期預り金

長期預り金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（※）	10,000

※非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

8．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　190円07銭
(2) １株当たり当期純利益　　28円08銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2021年２月２日開催の取締役会において、株式会社フルケアの全株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。また、当該契約に基づき2021年４月１日に同社の全株式を取得しております。

（１）企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　　株式会社フルケア

事業の内容　　福祉用具、医療機器のレンタル・販売　他

② 企業結合を行った主な理由

株式会社フルケアは福祉用具貸与及び販売、高齢者向けの住宅改修事業を展開しており、中国地方を中心とした顧客基盤を有しております。当該子会社化により当社グループの事業エリア拡大を図るとともに、同社と連携して事業を展開することで、営業ノウハウや顧客基盤の共有、また人材の交流等を通じた相乗効果により、サービス品質の向上や経営の効率化が進み、当社グループ全体の長期的な収益力強化に繋がることが期待できます。加えて、介護保険領域における事業ポートフォリオを分散させることにより、当社グループ業績の安定性確保と企業価値の向上に資するものと考えております。

③ 企業結合日

2021年４月１日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得する議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

（２）被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	330,000千円
取得原価		330,000千円

（３）主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー業務に対する報酬・手数料　　2,572千円

（4）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。

（5）企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。

(資金の借入)

当社は、2021年３月15日開催の取締役会決議に基づき、以下の通り借入を実行しました。当該借入は、株式会社フルケアの株式取得を目的として実施するものです。

（1）借入先	株式会社みずほ銀行
（2）借入金額	300,000千円
（3）借入金利	変動金利
（4）借入実行日	2021年４月１日
（5）借入期間	６ヶ月（※）
（6）担保等の有無	無担保、無保証

※当該借入期間中に、同行からの長期融資への借換を実行する予定です。